



山形県公報

平成21年11月17日（火）
第2094号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）の一部改正  
.....（雇用労政課）…1227
- 土地改良区の役員の退任の届出.....（村山総合支庁農村計画課）… 同
- 土地改良区の役員の就任の届出.....（ 同 ）…1228
- 土地改良区の定款変更の認可.....（ 同 ）…1229
- 公共測量の実施の通知.....（管 理 課）…1230
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....（都市計画課）… 同
- 開発行為に関する工事の完了.....（村山総合支庁建築課）… 同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... 同

## 告 示

### 山形県告示第995号

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）の一部を次のように改正する。

平成21年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項の表検定職種の欄中「、スレート施工」を削る。

### 山形県告示第996号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上川中流土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所           |
|----------|-----------|---------------|
| 理 事      | 中 村 幸 雄   | 山形市大字柏倉65     |
| 同        | 遠 藤 清 一   | 同 東籠野町29-3    |
| 同        | 武 田 清 一 郎 | 同 大字谷柏1410-10 |
| 同        | 渡 辺 弥 寿 雄 | 同 大字長谷堂1286-3 |

|     |           |                  |
|-----|-----------|------------------|
| 同   | 沼 尻 光 弥   | 東村山郡山辺町大字山辺834   |
| 同   | 小 林 幸 一 郎 | 山形市大字上反田42       |
| 同   | 鈴 木 重 松   | 同 大字漆山3268       |
| 同   | 荒 木 利 孝   | 同 大字内表88         |
| 同   | 吉 田 晃     | 東村山郡山辺町大字要害621-1 |
| 同   | 高 野 稽 理   | 山形市大字門伝114       |
| 同   | 川 口 傳 四 郎 | 同 大字陣場新田43       |
| 同   | 佐 藤 章 夫   | 同 南館1-9-27       |
| 同   | 逸 見 正 志   | 同 上町2-6-27       |
| 同   | 菊 地 久     | 同 大字向新田字向野276-2  |
| 同   | 田 苗 良 一   | 同 千歳2-15-26      |
| 同   | 森 谷 正 志   | 同 下条町1-4-62      |
| 同   | 東 海 林 貞 悦 | 同 大字渋江248        |
| 監 事 | 小 山 利 晴   | 同 飯塚町44          |
| 同   | 東 海 林 春 雄 | 同 大字青柳513        |
| 同   | 向 田 作 右 門 | 同 大字村木沢387       |

## 山形県告示第997号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上川中流土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所           |
|----------|-----------|---------------|
| 理 事      | 中 村 幸 雄   | 山形市大字柏倉65     |
| 同        | 武 田 清 一 郎 | 同 大字谷柏1410-10 |
| 同        | 荒 木 利 孝   | 同 大字内表88      |
| 同        | 小 林 幸 一 郎 | 同 大字上反田42     |

|     |           |                  |
|-----|-----------|------------------|
| 同   | 吉 田 晃     | 東村山郡山辺町大字要害621-1 |
| 同   | 高 野 稽 理   | 山形市大字門伝114       |
| 同   | 菊 地 久     | 同 大字向新田字向野276-2  |
| 同   | 森 谷 正 志   | 同 下条町1-4-62      |
| 同   | 東 海 林 貞 悦 | 同 大字渋江248        |
| 同   | 山 口 和 夫   | 同 大字前明石43        |
| 同   | 松 田 良 吉   | 同 大字中野282        |
| 同   | 安 達 藤 治   | 同 大字吉野宿582       |
| 同   | 石 澤 慎 一   | 同 大字下権沢989-8     |
| 同   | 広 谷 五郎左エ門 | 同 大字村木沢523       |
| 同   | 海 和 盛 行   | 同 大字漆山2505       |
| 同   | 日 下 部 昌 博 | 同 大字志戸田1009      |
| 監 事 | 田 苗 良 一   | 同 千歳2-15-26      |
| 同   | 斎 藤 嘉 雄   | 同 陣場1-3-34       |
| 同   | 江 口 順 市   | 東村山郡山辺町大字山辺856   |

#### 山形県告示第998号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
東部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市大字風間字台第1181-1
- 3 認可年月日  
平成21年11月5日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第999号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市南館地内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成21年11月20日から平成22年2月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量、路線測量）

**山形県告示第1000号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山辺町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する

平成21年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画下水道  
(2) 名称 山辺町公共下水道
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

**山形県告示第1001号**

次の開発行為は、完了した。

平成21年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成21年9月10日 指令村総建第5013号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市神町北部土地区画整理事業地内仮換地12街区  
画地番号：1-1、1-2、2、3、4-1、4-2、5、6、7、8
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東根市宮崎五丁目3番10号  
さくらんぼ東根学校PFIサービス株式会社

**病院事業局関係****規 程****山形県病院事業管理規程第14号**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年11月17日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

**山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第11条中「分べん介助手当」を「分べん介助等手当」に改める。

第12条第1項中「分べん介助業務従事職員特殊勤務実績簿」を「分べん介助等業務従事職員特殊勤務実績簿」に

改める。

第18条を次のように改める。

（分べん介助等手当）

第18条 分べん介助等手当は、病院に勤務する医師が、正規の勤務時間（病院給与条例第14条第3項に規定する休日等（次条において「休日等」という。）に割り振られた勤務時間を除く。）以外の時間に、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 分べん介助の業務

(2) 緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、病院相互間（中央病院、がん・生活習慣病センター及び救命救急センター相互間を除く。）で行う診療の応援業務

2 前項の手当の額は、業務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 10,000円（管理者が別に定める業務に従事した場合にあっては、20,000円）

(2) 前項第2号の業務 20,000円

第21条第2号、第23条及び別記様式の注書中「分べん介助手当」を「分べん介助等手当」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成21年11月17日印刷  
平成21年11月17日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056